

1. 監理技術者について

建設業法の規定により、発注者から直接建設工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、一定の資格を有する監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

さらに、公共性のある施設・工作物又は、多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な建設工事で、かつ請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事における監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないと規定されています。

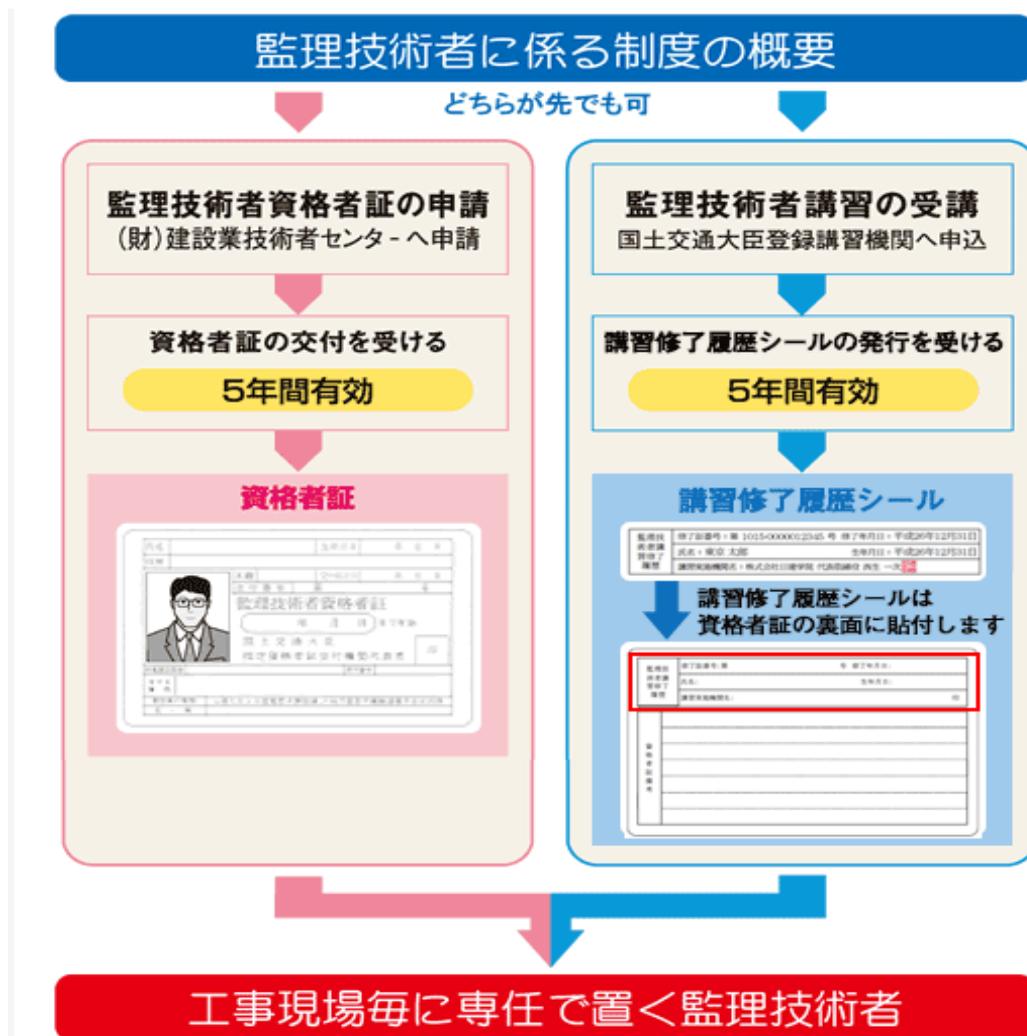
2. 監理技術者講習会とは

「専任の監理技術者が必要な工事」における監理技術者については、公共工事・民間工事を問わず、すべて国土交通大臣の登録を受けた「監理技術者講習」の受講が必要となります。

さらに、「監理技術者講習」を受講した1級の国家資格者は、経営事項審査において、通常の技術者より加点評価されます。

3. 制度の概要

工事現場毎に専任で置かなければならない監理技術者は「監理技術者資格者証」の取得と、国土交通省登録実施機関が行う「監理技術者講習」の受講が義務付けられています。



4. 監理技術者の資格の要件

監理技術者になるための資格要件は下表の通りです。（建設業法第15条第2項に定められています）

建設業29業種に係る監理技術者																																							
指定建設業(7業種) [土木・建築・管・造園・電気・鋼構造物・舗装]		指定建設業以外(22業種)																																					
<p>● 1級の国家資格等による監理技術者資格 次のイ・ロ・ハ・ニのいずれかに該当する者</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>建設業法による1級の技術検定合格者</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>建築士法による1級建築士免許を受けた者</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>技術士法による第2次試験合格者</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>国土交通大臣認定者</td> </tr> </table>		イ	建設業法による1級の技術検定合格者	ロ	建築士法による1級建築士免許を受けた者	ハ	技術士法による第2次試験合格者	ニ	国土交通大臣認定者	<p>● 1級国家資格等による監理技術者 左記(ニを除く)に同じ</p> <p>● 実務経験による監理技術者 次のイ・ロ・ハのいずれかに該当する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">学歴又は資格</th> <th colspan="2">必要な実務経験年数</th> </tr> <tr> <th>実務経験</th> <th>指導監督的実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>大学・短期大学・高等専門学校(5年制)を卒業し、かつ指定学科を履修した者</td> <td>卒業後3年以上</td> <td>2年以上(左記年数と重複可)</td> </tr> <tr> <td>高等学校を卒業し、かつ、指定学科を履修した者</td> <td>卒業後5年以上</td> <td>2年以上(左記年数と重複可)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ</td> <td>国家資格を有している者 ① 技術検定2級又は技能検定1級を有している者</td> <td>—</td> <td>2年以上</td> </tr> <tr> <td>② 平成16年4月1日以前に技能検定等2級を有している者</td> <td>合格後1年以上</td> <td rowspan="2">2年以上(左記年数と重複可)</td> </tr> <tr> <td>③ 平成16年4月1日以降に技能検定等2級を有している者</td> <td>合格後3年以上</td> </tr> <tr> <td>④ 電気通信主任技術者資格者証を有している者</td> <td>合格後5年以上</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>上記イ・ロ以外の者</td> <td>10年以上</td> <td>2年以上(左記年数と重複可)</td> </tr> </tbody> </table>			学歴又は資格	必要な実務経験年数		実務経験	指導監督的実務経験	イ	大学・短期大学・高等専門学校(5年制)を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後3年以上	2年以上(左記年数と重複可)	高等学校を卒業し、かつ、指定学科を履修した者	卒業後5年以上	2年以上(左記年数と重複可)	ロ	国家資格を有している者 ① 技術検定2級又は技能検定1級を有している者	—	2年以上	② 平成16年4月1日以前に技能検定等2級を有している者	合格後1年以上	2年以上(左記年数と重複可)	③ 平成16年4月1日以降に技能検定等2級を有している者	合格後3年以上	④ 電気通信主任技術者資格者証を有している者	合格後5年以上	ハ	上記イ・ロ以外の者	10年以上	2年以上(左記年数と重複可)
イ	建設業法による1級の技術検定合格者																																						
ロ	建築士法による1級建築士免許を受けた者																																						
ハ	技術士法による第2次試験合格者																																						
ニ	国土交通大臣認定者																																						
	学歴又は資格	必要な実務経験年数																																					
		実務経験	指導監督的実務経験																																				
イ	大学・短期大学・高等専門学校(5年制)を卒業し、かつ指定学科を履修した者	卒業後3年以上	2年以上(左記年数と重複可)																																				
	高等学校を卒業し、かつ、指定学科を履修した者	卒業後5年以上	2年以上(左記年数と重複可)																																				
ロ	国家資格を有している者 ① 技術検定2級又は技能検定1級を有している者	—	2年以上																																				
	② 平成16年4月1日以前に技能検定等2級を有している者	合格後1年以上	2年以上(左記年数と重複可)																																				
	③ 平成16年4月1日以降に技能検定等2級を有している者	合格後3年以上																																					
	④ 電気通信主任技術者資格者証を有している者	合格後5年以上																																					
ハ	上記イ・ロ以外の者	10年以上	2年以上(左記年数と重複可)																																				

5. 講習会の日程 ※講習会への申し込みは各自で行っていただきます。

開催日	会場	申込先
平成29年9月12日(火)	熊本県建築士会館地下会議室	(公社)日本建築士会連合会
平成29年9月15日(金)	くまもと県民交流館パレア(映像講習)	(一財)建設業振興基金
平成29年10月3日(火)	TKPガーデンシティ熊本	(一財)全国建設研修センター
平成29年10月10日(火)	熊本県建築士会館地下会議室	(公社)日本建築士会連合会
平成29年10月17日(火)	熊本県青年会館(映像講習)	(一財)建設業振興基金
平成29年11月2日(木)	熊本県青年会館(対面講習)	(一財)建設業振興基金
平成29年11月14日(火)	熊本県建築士会館地下会議室	(公社)日本建築士会連合会

↑クリックするとリンク先のホームページが見れます!